

# 動産譲渡登記について

## I. はじめに

近時、企業における金融実務においては、これまで担保としてあまり活用されてこなかった企業が保有する在庫や機械設備等の動産を活用した資金調達の手法が注目を集めています。

動産を活用した資金調達の具体的な方法としては、企業が動産を譲渡担保に供して金融機関等から融資を受ける方法と、動産を流動化・証券化目的で譲渡し、譲渡代金として資金を取得する方法とがありますが、いずれの方法においても、動産自体は、譲渡後も企業の直接占有下に置かれたままなのが通常です。このような場合、これまでは占有改定（民法183条）という外形的には判然としない公示方法によって対抗要件を具備するしかなかったため、後日、占有改定の有無・先後をめぐって紛争を生じるおそれがありました。

そこで、このようなおそれを極力解消し、動産を活用した企業の資金調達の円滑化を図るため、平成16年11月25日に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成17年10月3日から動産譲渡登記制度の運用が開始されました。

## 2. 登記の対象及び効力

動産譲渡登記の対象は、「法人が行う」動産の譲渡に限定されています。譲渡の目的（担保目的か、真正譲渡か）については、特に制限はありません。

動産譲渡登記がされると、当該動産について、民法第178条の引渡しがあったものとみなされ、対抗要件が具備されます。

したがって、同一動産について二重に動産譲渡登記がされた場合の譲受人相互間の優劣は、登記の先後によって決せられ、また、動産譲渡登記と民法第178条の引渡しが競合した場合は、登記がされた時と引渡しがされた時の先後によって決せられることとなります。

なお、動産譲渡登記は、動産の譲渡の事実を公示するものであって、この登記により動産の存在やその所有権の帰属を証明するものではありません。

また、動産譲渡登記は動産譲渡ごとに独立の登記として動産譲渡登記ファイルに記録されるので、登記された動産がさらに転々譲渡されて登記された場合においても、当該動産が転々譲渡されていく経緯が一個の登記をもって公示されるわけではありません。

### 3. 動産の特定方法について

譲渡の対象たる動産を特定し、公示するための情報としては、必須の記載事項である「譲渡に係る動産を特定するために必要な事項」と、当事者が任意に記録することのできる「有益事項」があります。

「譲渡に係る動産を特定するために必要な事項」の記録方法としては、a 動産の種類及び特質によって特定する方法（個別動産）と、b 動産の種類及び所在によって特定する方法（集合動産）の2つがあり、いずれかの方法を選択することができます。

在庫商品など日々内容が変動する（流動）集合動産の場合には、通常、bの方法により登記することになります。この場合、原則として、当該所在場所にある同種類の動産のすべてが譲渡に係る動産となり、当該所在場所に搬入された時点で動産譲渡登記の効力が及ぶこととなります。

- \* 実際の登記にあたっては、機械の名称だけでなく、製造番号等できるだけ詳しく記載することをお勧めします。

### 4. 債権譲渡登記について（登記をする際に改めてご案内・ご相談させていただきます）

#### （1）登記所

東京法務局（中野出張所）が全国の動産譲渡登記に関する事務を取り扱っています。

#### （2）必要書類

動産の譲渡人（法人のみ）	動産の譲受人（法人・個人）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委任状</li><li>・ 資格証明書</li><li>・ 印鑑証明書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委任状</li><li>・ 資格証明書・住民票</li></ul>

- \* 登記は、上記書類で行えますが、譲渡人・譲受人間では「譲渡担保契約書」等を締結する必要があります。

(3) 登記完了後に請求できる書類

証明書の書類	請求権者	登記手数料 (窓口または送付による請求の場合)	請求先
登記事項証明書 (1個の動産ごとに証明したもの)	当事者、利害関係人等のみ	1通 800円	動産譲渡登記所 (東京法務局動産登録課)
登記事項証明書 (1個を超える動産に係る登記事項を一括して証明したもの)		1通 800円にその超える個数1個ごとに300円を加算した額	
登記事項概要証明書	何人でも可	1通 500円	
概要記録事項証明書	何人でも可	1通 500円	譲渡人の本店等の所在地を管轄する登記所、または登記情報交換システム稼動庁

以上